

び名洗港臨港道路を所管する。

路線総数 15 (うち自転車道 1 路線を含む) で、その実延長は、79,522m である。

② 事業の必要性

銚子土木事務所作成の令和 4 年度事業概要によると、県土整備部の方針にしたがった次のような道路事業を計画している。

生活や経済を支える社会資本を安全・快適に利用できる様、当事務所では道路・河川・海岸等の施設の整備及び維持管理、防災対策、危機管理の充実に努めているところである。

事業種別	事業名	路線・河川名 箇所名
道路事業	<u>社会資本整備総合交付金事業</u> <u>(銚子バイパス)</u>	国道356号 銚子市大橋町～銚子市小船木町
	<u>社会資本整備総合交付金事業</u> <u>(八木拡幅)</u>	国道126号 銚子市三崎町～旭市八木
	<u>防災・安全交付金（橋梁補修）事業</u> <u>（椎柴橋補修工）</u>	主要地方道 銚子海上線 銚子市小船木町
河川事業	<u>総合流域防災事業</u>	一級河川利根川水系清水川 銚子市大橋町～銚子市清川町
港湾事業	<u>名洗港高潮対策事業</u>	名洗港海岸 銚子市潮見町～銚子市名洗町

(11) 海匝土木事務所

① 概要

海匝土木事務所作成の令和 4 年度事業概要によると、管内の概況は次のとおりである。

当事務所は、千葉県の北東部に位置する旭市、匝瑳市の 2 市を管轄し、面積は約 230 km²、総人口は約 10 万人となっている。

管内の道路は、千葉～銚子を連絡する国道 126 号と船橋・佐倉～匝瑳を連絡する国道 296 号の国道約 30km、これらに接続する主要地方道、一般県道網約 185km (自転車道を含む) で構成されている。

平成 25 年 4 月 27 日には、首都圏中央連絡自動車道の木更津東 IC から東金 JCT 間の 42.9km が開通したことにより、新たな広域ネットワークが形成された。更に、大栄 JCT から松尾横芝 IC の供用目標が令和 6 年度 (用地取得等が順調な場

合)と発表されたことから、本道路に接続する銚子連絡道路の重要性が更に高まっている。

銚子連絡道路は、首都圏中央連絡自動車道 松尾横芝 IC から匝瑳市、旭市、銚子市に至る地域高規格道路であり、首都圏中央連絡自動車道や東京湾アクアラインなどの高規格幹線道路と一体となって、首都圏との連携強化、山武・東総地域の活性化やバイパス機能による国道 126 号の交通混雑の緩和を図る道路である。現在、横芝光町から匝瑳市までの二期区間、約 5km について、令和 5 年度の供用開始に向け、全線にわたり工事を進めている。また、令和 4 年度からは、それに続く匝瑳市から旭市までの三期区間、約 13km について、新たに事業化し、測量等の調査に着手している。

(8) 令和 3 年度国有土地及び道路等使用の状況

区分	国有土地		海岸保全区域		道路		河川水面		河川水利	
	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額
継続			4	237,220	45	20,788,485	15	265,760		
更新			6	199,340	10	108,887	6	36,790		
新規			0	0	19	61,581	0	0		
小計			10	436,560	74	20,958,953	21	302,550		
無料継続			25		3,011		76			
無料更新			16		495		19			
無料新規			2		44		0			
小計			43		3,550		95			
合計	0	0	53	436,560	3,624	20,958,953	116	302,550	0	0

② 事業の必要性

海匝土木事務所作成の令和 4 年度事業概要によると、県土整備部の方針にしたがった次のような道路事業を計画している。

主要地方道銚子海上線は、茨城県につながる利根かもめ大橋の銚子側を起点として旭市を結ぶとともに、国道 296 号につながる東総広域農道と接続する重要な幹線道路である。しかしながら、清滝地区周辺の現道は歩道が未整備で幅員が狭く、また、カーブが連續し見通しが悪いことから、交通の安全確保と円滑化を図るためにバイパス整備を進めている。今年度は引き続き、清滝トンネルの工事を進めている。

さらに、安全かつ円滑な歩行空間を確保するため、関係機関と連携し、歩道の整備や通学路などの交通安全対策を推進している。

管内の道路維持（舗装）については、経年劣化等により舗装の補修需要が増大しており、今年度も計画的な舗装修繕工事を進めていくとともに、道路除草などにより道路環境の保全にも努めている。

3 所管事業の概要

(1) 令和3年度・令和4年度の事業内訳表

(単位:千円)

事業名	令和3年度			令和4年度		
	現年	繰越	計	現年	繰越	計
1. 道路事業						
(公共)						
国道道路改築	662,280	1,221,407	1,883,687	2,900,000	1,618,696	4,518,696
地方道道路改築	0	1,364,326	1,364,326	0	0	0
社会資本整備総合交付金	0	55,189	55,189	0	46,642	46,642
ふさのくに観光道路ネットワーク	16,067	0	16,067	107,976	14,603	122,579
防災・安全交付金(交通安全)	5,794	23,500	29,294	61,150	36,000	97,150
防災・安全交付金(道路付属物)	0	24,760	24,760	0	0	0
防災・安全交付金(自転車)	0	0	0	0	25,000	25,000
道路メンテナンス(橋梁)	8,030	3,251	11,281	0	0	0
道路メンテナンス(道路stick)	0	0	0	46,705	0	46,705
踏切道改良計画事業	113,000	0	113,000	72,165	113,000	185,165
公共 計	805,171	2,692,433	3,497,604	3,187,996	1,853,941	5,041,937
(県単)						
道路改良【道路計画課】	16,162	9,288	25,450	0	0	0
道路改良【道路整備課】	424,899	149,470	574,369	1,201,866	719,839	1,921,705
舗装道路修繕	325,092	10,799	335,891	349,000	20,000	369,000
排水整備	12,510	34,101	46,611	45,000	27,051	72,051
交通安全対策	138,878	17,535	156,413	99,325	15,870	115,195
災害防止	25,254	0	25,254	32,000	19,074	51,074
橋梁修繕	13,136	8,540	21,676	23,000	7,000	30,000
自転車道環境整備	40,748	22,970	63,718	22,000	0	22,000
道路管理	21,251	0	21,251	20,860	0	20,860
道路維持	15,571	1,386	16,957	11,100	0	11,100
道路維持修繕	146,659	0	146,659	93,312	0	93,312
道路調査	12,673	0	12,673	10,000	0	10,000
県単 計	1,192,833	254,089	1,446,922	1,907,463	808,834	2,716,297
道路事業 計	1,998,004	2,946,522	4,944,526	5,095,459	2,662,775	7,758,234

(12) 北千葉道路建設事務所

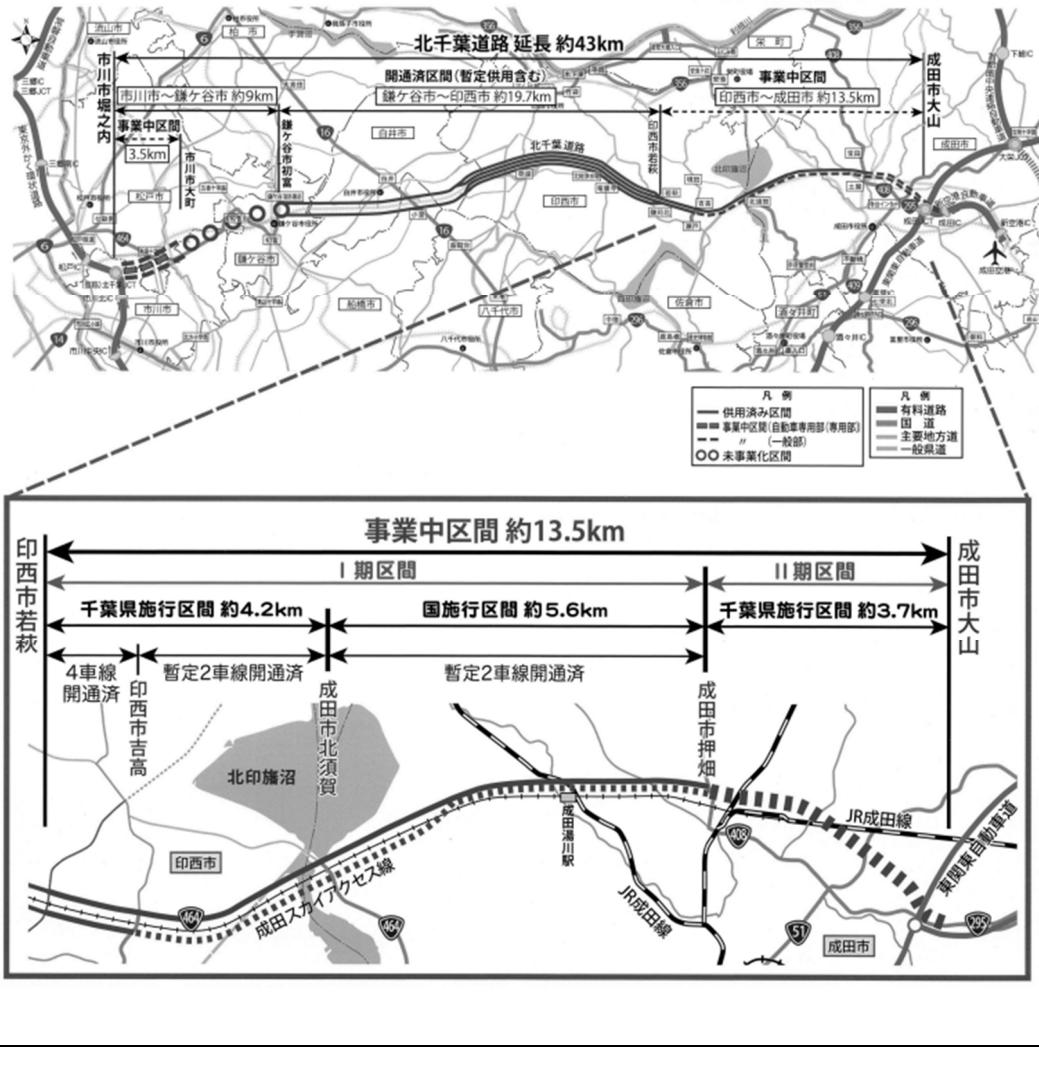
① 概要

北千葉道路建設事務所作成の令和4年度事業概要によると、管内の概況は次のとおりである。

一般国道464号北千葉道路は、常磐道と東関東道のほぼ中間に位置し、平成30年6月2日に開通した外環道(千葉県区間)から千葉ニュータウンを経て、成田空港までを最短で結ぶ延長約43kmの幹線道路です。

北千葉道路の整備により、沿線地域の慢性的な交通混雑の緩和や首都圏の国際競争力の強化に資するとともに、災害時における緊急輸送道路として機能するなど、様々な効果が期待されます。

北千葉道路の概要



② 事業の必要性

北千葉道路建設事務所作成の令和4年度事業概要によると、県土整備部の方針にしたがった次のような道路事業を計画している。

北千葉道路（印西～成田間）約13.5kmのうち、印西市若萩から成田市押畠までのI期区間約9.8kmが平成17年度に、残る成田市押畠から大山までのII期区間約3.7kmが平成19年度に、それぞれ事業着手しました。

I期区間については、現在、県と国が分担しながら事業を行っており、起点部となる印西市若萩から成田市北須賀までの約4.2kmを県施行区間として、続く、成田市北須賀から押畠までの約5.6kmを国施行区間としてそれぞれ整備を

進めています。

県施行区間については、平成 29 年 2 月 19 日に、国施行区間についても平成 31 年 3 月 3 日に暫定 2 車線で開通しています。

II 期区間については、全線を県施行区間として、早期開通を目指し、工事を進めているところです。

2 総務部資産経営課

(1) 概要

資産経営課の分掌事務は、第 1 の 4 (7) ア 知事部局 県土整備部・総務部資産経営課に記載したところである。

- 一 県有施設の資産経営の総括に関すること。
- 二 県有施設の総量縮減の推進に関すること（社会資本に関するものを除く。）。
- 三 県有施設の長寿命化等の推進に関すること（社会資本に関するものを除く。）。
- 四 県有施設長寿命化等推進基金に関すること。
- 五 県有財産の取得、管理及び処分の総括に関すること。
- 六 県有資産等の所在市町村交付金に関すること。

資産経営課においては、年 1 度、「固定資産台帳データ（インフラ資産）の更新に係る調査」を実施し、各土木事務所が管理している各種台帳情報を基に、固定資産台帳の更新を行っている。

(2) 事業の必要性

平成 26 年 9 月 30 日付総務省自治財政局財務調査課事務連絡で公表された「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（令和元年 8 月最終改定）で求められた固定資産台帳の管理は以下のとおりである。

IX 固定資産台帳の管理

123. 期中に固定資産の増減その他の異動が発生した場合は、固定資産台帳に、異動日付、異動事由、取得価額、異動後の簿価、その他必要事項を記載するとともに、仕訳を起こさなければなりません。
124. 固定資産台帳の管理の実務については、基本的には、資産の取得・異動があった場合、①資産の棚卸（現物確認）、②登録データの作成、③公有財産台帳登録、④執行データとの照合、寄附・寄贈の調査等、⑤固定資産台帳登録（固定資産台帳にデータ取り込み等）、⑥固定資産台帳に反映、といった手順